

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

内定学生に対するオワハラ自粛を要請 塩崎大臣 学生も企業も納得の良縁を

来年(2016年)3月卒大学生の採用選考活動解禁(8月1日)に先立って、塩崎厚生労働大臣は内定学生に対し就職活動の終了を強要する、いわゆる「オワハラ」(就活終われハラスメント)を行わないよう、企業に対して要請したことは異例ともいえる出来事だった。

塩崎大臣の真意は「学生が納得しないまま就職しても、学生側、企業側ともに良い結果につながらない可能性があることも含めて、企業の理解を求めたい」と述べ、今後は厚生労働省が作成した企業向けの周知リーフレットを用いて、全労働局を通じ周知徹底を進めるという。

「オワハラ」は今年暮れに発表される「流行語大賞」の一つに間違いなくノミネートされるだろうと言われる程、就活大学生の間で流行っている新語。それだけに就職支援・企業への周知徹底などについて大学生等の採用選考活動が山を迎え、誰もが希望する就職を実現できるようエールを送りたいのが人情だ。

そのためには就活の終了を強要するようなハラスメント的な行為、いわゆる「オワハラ」を企業側が行わないように留意してほしいと塩崎厚労相が釘をさすのも一理ある。

厚労省は企業向けの周知リーフレットで企業への周知徹底を図るように指示したがやや出遅れた。学生も企業も納得しないまま就職してもWin-Winの良縁は築けまい。

税務会計

個人が法人に資産を無償譲渡した場合 贈与側のみなし譲渡所得課税に注意!

個人が法人に資産を無償で贈与する、例えば、社長が、自分が所有する土地を会社に贈与するケースは珍しくない。社長が会社に土地を贈与ということだから、資産を譲り受けた会社に税金が発生するのは想像できるが、贈与する側の社長には税金がかからないように思える。

しかし、個人が法人へ資産を贈与した場合には、その時の資産の時価に相当する金額で譲渡があったものとみなすという規定が所得税法59条にある。いわゆるみなし譲渡所得課税と呼ばれるものである。例えば、社長の土地の購入時の価額が2000万円で、贈与時の時価が3000万円であれば、3000万円から2000万円を差し引いた値上がり益の1000万円が譲渡所得となり、税金が発生することになる。

一方、会社の取扱いだが、法人が贈与を受けた場合には、その無償で譲り受けた財産の時価相当額の受贈益を認識する必要がある、その取得した事業年度の益金の額に算入しなければならない。上記の例では、社長所有の土地の時価が3000万円だから、法人は3000万円の受贈益を認識しなければならない。

法人税法上、法人が他の者と取引を行う場合には、有償無償を問わず、全ての資産は時価によって取引されたものとみなして課税所得を計算するというのが原則的な取扱いになっている。

したがって、個人が無償で譲渡した場合は、通常の譲渡だったら収入となっただろう金額=時価をその法人の益金の額に算入(収益)する必要がある。

今週のキーワード

オワハラ

「オワハラ」とは「就活終われハラスメント(オワハラ)」の略。企業が新卒採用において、内々定を出した学生に、以降の就職活動を終えるよう働きかける行為や、内定を出す条件として長期的に学生を拘束する行為のこと。2016年卒学生は、(学生側に有利な)売り手市場と言われている。その中で、企業にとって、優秀な人材の確保は企業の沽券だけでなく死活問題につながる。人材の困り込みに焦るあまり学生の自由な選択を阻害する「オワハラ」は、会社の評判を落としかねない。